



# 後期高齢者医療制度が 始まります —後期高齢者医療制度の保険料—

平成20年4月から、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で、今まで老人保健に該当していた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を納めていただくこととなります。

## ○保険料額の決定と保険料の徴収

保険料額の決定は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収は、役場住民ほけん課が行います。保険料は、被保険者お一人ごとに計算し、内訳としては、均等割(被保険者全員が均等に負担する部分)と所得割(被保険者の所得に応じて負担する部分)に分かれます。

## ○1年間の保険料の算定方法 (小鹿野町以外は県内の市町村はすべて同じ算定方法です。)

①均等割額 被保険者1人当り**42,530円**

②所得割額 被保険者の所得金額×**7.96%**

※なお、年間の保険料額については①と②の合計額とし、上限が50万円と定められています。

## ○保険料の軽減と減額

①所得の少ない方は、保険料のうち均等割の部分が軽減されます。

軽減割合は所得の状況に応じて7割軽減・5割軽減・2割軽減と3段階に分かれています。

②健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合の被扶養者であった方は、今まで保険料を負担していなかった観点から、下記のとおり保険料が減額されます。

※①、②ともに該当となる方には、保険料が低い算定方法が優先されます。なお、下記の期間は所得割額が賦課されません。

保険料の軽減期間	保険料の減額割合
平成20年4月1日から平成20年9月30日まで	保険料は徴収されません
平成20年10月1日から平成21年3月31日まで	均等割額の9割を減額
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	均等割額の5割を減額

## ○住民税の申告をお願いします

後期高齢者医療制度に該当する方は、たとえ収入が無い場合でも、住民税の申告をしてください。(税務署では所得税が発生しない方の申告はできませんので、収入がない方や所得税がかからない程度の収入がある方は、役場301会議室及び町の出張申告会場で申告してください。(P.2~3参照) 申告をしていただかないと、軽減や減額が受けられず、保険料や医療費が高くなる恐れがあります。

## ○保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、基本的に保険料は4月の年金から天引きされます(特別徴収・4月に通知)。それ以外の方は、役場から送付される納付書で納めていただきます(普通徴収・7月に通知し、納期は7月~翌年2月までの8回)。ただし、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合の被保険者本人であった方は、7月から9月までは普通徴収、10月以降は特別徴収に移行します。なお、お支払いの際は、納め忘れのない口座振替をご利用いただくと大変便利です。納付書に添付されている口座振替依頼書で金融機関にお申し込みください。

## ○保険料を滞納すると

保険料を滞納している被保険者には有効期間の短い保険証を交付することがあります。また、特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上保険料を滞納している被保険者には、保険証を返していただき、代わりに資格証明書を交付することもあります。資格証明書を使って診療機関等で診療を受けた場合、診療費は全額自己負担していただくこととなります。